

平成31年2月20日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) スポーツ文化振興部

スポーツ振興課

監査の結果	<p>修繕の分割発注について</p> <p>久居中央スポーツ公園内プールの修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していたが、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>運動施設の施設修繕については、予算の執行や全体管理はスポーツ振興課で行っているが、見積徴取など契約事務は、施設の所在する各総合支所地域振興課の運動施設担当者が行っている。</p> <p>指摘事項の内容について、スポーツ振興課及び各総合支所地域振興課の運動施設担当者が、担当者会議、庁内メールなどで情報共有を行うとともに、施設修繕に係る適正な事務の執行について周知徹底を行った。</p>

(2) 健康福祉部

ア こども支援課

監査の結果	<p>修繕の分割発注について</p> <p>津市たるみ子育て交流館の平成30年10月1日のオープンに向けて実施した、旧たるみ児童福祉会館におけるトイレ修繕4件、旧幼児寝室床修繕、旧乳児院間仕切り撤去及び床修繕について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していた。また、旧乳児院診察室照明器具取替修繕、旧乳児院間仕切り撤去に伴う空調設備配線等修繕は、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならな</p>
-------	---

	<p>いが、同規則第10条第1項第1号に定める予定価格が5万円未満であるときにできる1人の者からの見積書の徴取とし、同一業者と随意契約していた。これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>施設修繕の契約については、一括発注を行うこととし、また、予定価格が5万円以上の場合、複数の者から見積書を徴取することとし、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

イ 高齢福祉課

監査の結果	<p>老人ホーム入所負担金の未収金対策について</p> <p>老人ホーム入所負担金の未収金157,580円については、平成22年11月、12月の1名分が未納となっているが、入所者本人の死亡により市外在住の相続人との納付交渉が長期間難航している。これまでの電話、訪問による督促だけでなく、毅然とした対応が必要な時期に来ていると考えることから、法的措置を含めた実効性ある方策を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>平成30年に相続人宅へ訪問し、納付交渉を行った結果、分割納付申請書兼誓約書の提出を受けた。それに基づき、定期的に納付書を送付するとともに電話にて納付の催促や相続人宅への訪問を行っている。</p>

(3) 芸濃総合支所

地域振興課

監査の結果	<p>錫杖湖水荘の勤務状況の改善について</p> <p>錫杖湖水荘の定休日は火曜日の週休1日であり、勤務シフト上、担当職員は週休2日となっているものの、人手不足により、実質的には週休日のうち1日の休日出勤が常態化している。</p> <p>担当職員、臨時職員の勤務状況の改善について、関</p>
-------	--

	係部局と協議されたい。
措置の内容	<p>収支の改善及び担当職員の負担軽減に早急に対応するため、オフシーズン期に、錫杖湖水荘のレストランについて臨時休業日を導入した。</p> <p>令和元年度は、4月から地域振興課産業振興・環境担当職員の交代勤務により、担当職員の週休2日を確保するとともに錫杖湖水荘の業務応援を進めることで、時間外勤務等負担の軽減及び業務の共有化を図った。</p>

(4) 美里総合支所

地域振興課

監査の結果	<p>普通財産の貸付けについて</p> <p>閉校となった長野、高宮、辰水の各小学校区に、地域活性化活動のための協議会組織が設立され、旧小学校施設を利活用して、平成29年度から各協議会が主催するイベントが開催されているが、いずれのイベントにおいても「津市財産に関する条例」及び「津市普通財産の貸付け及び売払いに関する事務取扱要綱」に基づく普通財産の貸付け、貸付料の徴収、電気、水道等の経費負担に関する手続きがなされていなかったことから、同条例及び同要綱に基づき適正な事務処理を行われたい。</p>
措置の内容	<p>施設利用に係る申請手続については、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>

(5) 白山総合支所

地域振興課

監査の結果	<p>業務委託の分割発注について</p> <p>白山体育館及び白山総合文化センターにおける施設周辺樹木、芝地等の維持管理業務委託4件について、津市契約規則第9条第6号に定める随意契約ができる50万円以内の場合に締結できる随意契約により分割して発注していたが、これらの業務委託の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつ</p>
-------	---

	たとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、業務委託の契約方法を見直されたい。
措置の内容	これらの業務委託契約については、業務内容、工期等を精査の上、一括発注を行うこととし、令和元年度においては、適正な事務処理を行った。

(6) 上下水道事業局

下水道工務課（下水道局下水道建設課（当時））

監査の結果	産業廃棄物の処理について 工事に伴い発生するコンクリート塊・アスファルト塊については、再資源化施設へ搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認することになっている。しかし、同課においては、委託業者から処理の確約書を取っているものの、その確認が行われていなかった。今後は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理が行われているか確認されたい。
措置の内容	令和元年9月30日契約分以降の工事において、工事完成報告時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提示を受け、適正に処理されたことを確認した上で、産業廃棄物管理票（マニフェストD票）の写しを関係書類と併せて保管している。

(7) 教育委員会事務局

ア 安濃教育事務所

監査の結果	修繕の分割発注について 安濃小学校給食室の修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結することができる随意契約により分割して発注していたが、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行
-------	---

	を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。
措置の内容	施設修繕の契約については、一括発注を行うこととし、適正な事務処理を行うよう徹底した。

イ 白山教育事務所

監査の結果	<p>修繕の分割発注について</p> <p>大三小学校の体育館コートフロア修繕2件について、津市契約規則第9条第6号に定める予定価格が50万円以内の場合に締結できる随意契約により分割して発注していた。また、家城小学校における3件のプール更衣室換気扇等修繕及び2件の給食室厨房網戸修繕について、随意契約による場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、同規則第10条第1項第1号に定める予定価格が5万円未満であるときにできる1人の者からの見積書の徴取とし、同一業者と随意契約していた。</p> <p>各修繕における予定価格の総額は、前述したそれぞれの随意契約ができる予定価格の限度額を超えるものであり、これらの修繕の内容及び工期を考慮すると、一括して発注することができなかつたとはいい難いものとするため、予算の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、修繕の契約方法を見直されたい。</p>
措置の内容	施設修繕の契約については、一括発注を行うこととし、また、予定価格が5万円以上の場合、複数の者から見積書を徴取することとし、適正な事務処理を行うよう徹底した。